

平成 28 年 2 月 9 日

中学生死亡事件に係る再発防止の取組に関する進捗状況について

資料 1 中学生死亡事件 再発防止のための取組 教育委員会・学校

資料 2 中学生死亡事件に係る再発防止の取組に関する進捗状況のとりまとめ

川崎市教育委員会

中学生死亡事件 再発防止のための取組 教育委員会・学校

資料 1

具体的取組(緊急対策として実施したものも含む)	27年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年 1月	2月	3月	
相談対応の充実															
・ダイヤルSOSの開設			開設・各学校へ周知								24時間子供SOS電話相談カード配付				
市独自の長欠調査結果に基づいた学校支援															
・市独自の長欠調査			調査実施												
・調査結果に基づく学校支援				調査結果公表・調査結果に基づく学校支援											
I 学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実															
・指導体制の点検実施				点検実施・報告		児童生徒指導点検強化月間								学校体制振り返り月間	
・点検結果を踏まえた学校支援							区・教育担当学校訪問時の状況把握及び各学校の実情に応じた支援							次年度への指導・助言	
・児童生徒指導体制の見直し				校長会議での指示		児童生徒指導点検強化月間		校長研修			職員研修			年間の振り返り	
				児童生徒指導連絡協議会：年9回 テーマ協議 長欠傾向児童生徒の状況報告と対応等の共有											
II 包括的な不登校対策															
・児童生徒指導担当者への周知・啓発				児童生徒指導連絡協議会で周知		不登校対策説明会								不登校対策説明会	
・各学校における長欠傾向等の状況把握			調査実施	月ごとに各学校の長欠傾向にある児童生徒の状況を区・教育担当に報告											
・教員研修用資料の作成・配布・活用				資料作成		校長研修		資料作成・印刷製本			配布			活用・職員研修	
・各学校の状況に合わせた登校支援				各学校の取組状況把握・児童生徒の実情に応じた登校支援(区役所・関係機関との連携)・ケース会議等での指導助言											
・SSWの活用促進				川崎区に1名増員 積極的な学校訪問及び情報収集											
III 情報モラル教育の推進															
・各学校における情報モラル教育						SNS等の実態把握調査									
・各学校における職員研修						教員研修対応期間一覧配布								資料作成・配付	
・各学校における保護者向け研修															
IV 生命尊重・人権尊重教育の充実															
・子どもの権利条例に基づく権利学習					検討委員会の意見・活用調査を踏まえ 資料改善及び作成				配布			子どもの権利に関する週間		資料検討委員会	
・生命尊重教育の充実					担当者研修		担当者研修		各学校人権尊重教育全体計画見直し、全体計画の提出					担当者研修	
・かわさき共生＊共育プログラムの実施							プログラムの実施		効果測定実施及び活用		職員研修				
V 家庭・地域の教育力を高めるための取組															
・地域教育会議の活性化							川崎区をはじめとする各地域教育会議及び市地域教育会議代表者会議で再発防止に向けて活動。「地域の思い」等とりまとめ							地域教育会議 全市交流会	
・地域の寺子屋事業の推進							地域の大人と子どもの関係づくり及び多世代での交流の推進		27年度 17校に拡充						
VI 子どもの相談窓口の周知・啓発															
・子どもの相談窓口の有効活用							相談窓口に関わる実態調査		各学校へ調査結果周知		24時間子供SOS電話相談カード配布				
VII 関係機関、関係局・区との連携の推進															
・警察との相互連携に係る協定書の締結					教育委員会会議承認						運用開始				
・関係機関、関係局・区との連携強化							保健福祉関係部署との積極的な情報共有と連携した対応の推進								

資料 2

中学生死亡事件に係る再発防止の取組に関する進捗状況のとりまとめ

平成 28 年 2 月
川崎市教育委員会

I 学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実

1 指導体制の点検

(1) 各学校での体制の点検

市立学校全校に対して、次の6項目について学校体制の再点検を依頼し、5月末までに各校に課題となる項目について報告を求めた。現在、年度当初に課題としたことについての取組状況の報告を求めている。⇒(3)と関連

- ① 児童生徒の学校内外での状況をできる限り広く把握するように努めることに関して
- ② 得られた情報の整理と的確な分析・考察、それを基にした対応体制の構築と
いうことに関して
- ③ 校内の児童生徒指導体制強化ということに関して
- ④ SNSなど、インターネットやスマートフォンの適切な使用ということに関して
- ⑤ 生命尊重、人権尊重教育の充実ということに関して
- ⑥ 不登校・長期欠席者への対応ということに関して

- ・「改善の必要がある項目」として、多くの小中学校が④と回答し、児童生徒の実態把握や情報モラルに関する児童生徒さらには保護者への啓発の在り方を課題と捉えている学校が多かった。
- ・多くの小学校では③を挙げており、特に児童生徒理解を深めるための体制や校内での情報の共有化を課題としている学校が多いことがわかった。
- ・中学校では、②の回答が多く、生徒の安心・安全に関して、管理職をはじめ、教職員全員が高い課題意識を共有しているかということについて、「改善の必要がある」と捉えている学校が多く見られた。

(2) 児童生徒指導点検強化月間における取組の推進

すべての市立学校で、毎年6月から7月末までを児童生徒指導点検強化月間として「教育相談活動を通じた児童生徒理解」「児童生徒理解に関する校内研修」「児童生徒指導体制の点検・整備」「児童会、生徒会による啓発活動」を推進する月間として、平成23年度から位置づけている。

- ・各学校では、児童生徒へのアンケート調査や教育相談を行い、児童生徒の状況把握に努めている。また、かわさき共生*共育プログラムや効果測定を行うことで、児童生徒の内面や人間関係を客観的に見取り、一人一人の児童生徒に寄り添った児童生徒指導を実践してきた。
- ・この取組が定着し、「課題を持った児童生徒に対して、職員会議や学年会、支援会議等を利用して情報を共有し、教職員が一人一人の児童生徒に合わせたチーム支援を行い、有効な手立てにつながる事例が増えた」といった成果の報告もあがっている。
- ・児童生徒指導担当者は、児童生徒指導連絡協議会等の協議や他校の担当者との情報交換を行い、相互に自校での取組に反映するなどしている例もある。また、同協議会では各種専門家の講演も実施しており、自校の児童生徒指導に活かしている。
- ・学校だけでは解消の困難な課題を抱えた児童生徒への支援については、関係機関や区役所の関係部署につなぐことなども含め、区・教育担当が様々な機会を通して指導や助言を行っている。

(3) 学校体制振り返り月間(2月)の設置

(1)において、各学校が課題と捉えた項目に対して、今年度より、毎年2月を「学校体制振り返り月間～児童生徒の『居場所』としての学校という視点で～」として新たに位置づけ、児童生徒指導体制を再確認するとともに、次年度の体制の再整備につなげる目的で、市立学校全校から年度末に報告を求めるようにした。その報告をもとに、各校の状況に応じて、区・教育担当が次年度の各校の取組に対し、適切な指導・助言を行う体制をさらに整えていく。

今後について

- ・1-(1)、(3)の取組は、本年度からの新たな取組であり、年度ごとに点検、評価を繰り返し行うことが、学校の指導体制の強化を図るうえで重要な取組となる。点検後、早期に改善を要するもの、時間をかけて改善すべきものを学校が主体的に選別し、有効な手立てをとれるよう、働きかけを充実させていく。

2 児童生徒指導体制の見直し(児童生徒理解の充実)

(1) 校長への啓発

- ・合同校長会議(4月、7月)、校長研修(6月、8月、1月)にて、学校支援総合調整担当理事、学校教育部長から本事例における全校で課題共有すべき事項や、再発防止策に関する講話を行った。

(2) 児童生徒指導担当者等への啓発

- ・児童生徒指導連絡協議会(年9回)で、「児童生徒指導に関するテーマ協議」、「情報交換」、「講演」等を行い、児童生徒指導担当者の児童生徒理解に基づく指導力の向上を図るとともに、区・教育担当が必要に応じて助言を行っている。
- ・同協議会の中で、地区別に登校支援会議を行い、それぞれの事例から学習したことを、それぞれの学校の実践に活かしている。
- ・各校教員の児童生徒理解に基づく指導力向上に向け、教育委員会指導課発行の各種指導資料等を活用した校内研修の推進を働きかけている。

(3) 個々の教員への啓発

- ・平成27年10月に「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして [Ⅷ] ～子どもたちの登校を支えるために～」を発行し、全教職員に配付するとともに、校内研修等で活用を推進している。
- ・区・教育担当による初任者研修、2校目異動者研修、10年目経験者研修にて、児童生徒指導に関する事例に基づいた研修を行った。

(4) 共感的理解に基づいたチーム支援推進のための取組

- ・11月の児童生徒指導連絡協議会において、外部講師を招き、一人一人の児童生徒に寄り添った対応の習得に向け「共感的理解に基づいたチーム支援」をテーマに、講演及び事例研修を行った。

今後について

- ・共感的理解に基づく児童生徒理解を基盤とした指導体制の整備については、短期間で構築されるものではない。校長会議、児童生徒指導関係の会議や研修、教員のライフステージごとの研修、さらには区・教育担当の学校訪問等の機会を通して、学校がすべての児童生徒の安心できる居場所となるよう、より多くの教職員に対して、繰り返し理解を深める働きかけを進めていく。

Ⅱ 包括的な不登校対策

本対策の推進に向けて、学校管理職はもとより、中学校、高等学校の生徒指導担当及び小学校の児童支援コーディネーター、児童指導担当、特別支援学校の児童生徒指導担当等に対して、今までの取組の継続に重ねて、共感的理解に基づく一人一人の児童生徒に寄り添った児童生徒への支援や関わり的重要性について伝える機会を設けてきた。

1 各学校における長期欠席傾向等の児童生徒の状況把握

緊急対策として平成 27 年 2 月に本市独自に長期欠席者の調査を進め、その結果に基づき、一人一人の児童生徒の安全の確認を行った。この取組に続き、4 月以降には次に示す取組を進めてきた。

(1) 校務支援システムを活用した長期欠席傾向のある児童生徒の状況把握

この取組の重要性については、年度当初の校長会議にて周知した他、児童生徒指導担当者の出席する児童生徒指導連絡協議会において周知するとともに、より有効な登校支援の在り方について、協議する機会を設定している。

- ・この取組は、各学校が校務支援システムにおいて一元的に管理している児童生徒の出欠席等の状況を教育委員会内イントラネットシステム（SAINS）を活用して、各学校と区・教育担当が共有し、長期欠席傾向のある児童生徒の状況に対し必要に応じた具体的な登校支援を行うための取組である。
- ・この取組のねらいは、欠席日数の他、遅刻や早退の回数を含めて状況を確認し早期の対応を図ることで、欠席傾向が常態化する以前に有効な支援を行うためのものである。
- ・この取組により、管理職や児童生徒担当者が、学校全体の欠席者の状況を早期に的確に把握でき、学級担任や学年職員との情報共有や、児童生徒や保護者への具体的な支援に向けた協議を早期に展開できるようになった学校が増加している。
- ・各学校において、欠席日数は多くないが、遅刻や早退が多い等の課題を抱える児童生徒を注視するとともに、累積した状況を関係する教職員が見守ることが容易にできており、そのことが早期における具体的な登校支援につながっている。
- ・各学校と区・教育担当が情報共有することで、区教育担当からの働きかけによるスクールソーシャルワーカーの活用にもつながっている。また区役所の保健福祉部署や児童相談所等の関係機関との連携につなげるうえでも重要な情報ともなり、有効な登校支援策を見出す大きな要素となっている。

今後について

- ・児童生徒を取り巻く背景や要因が単一でなく複雑に絡んでいることが、より明らかになる事例も多く、ただちに登校状況が改善されない事例も少なくない。欠席が長期化する前の未然防止に向けた区役所保健部署と連携した支援策の在り方について研究をさらに進めていく。
- ・この取組によって、登校状況が改善された好事例について、児童生徒指導連絡協議会などを通して他の学校に紹介する機会を設定するなどの工夫を行っていく。

(2) 児童生徒の欠席状況等に関する緊急連絡

平成 27 年 4 月以降、突然欠席が続く、児童生徒の身に危険が及ぶ可能性のある児童生徒については、連絡票を用いて各学校がその情報を直ちに区・教育担当に報告することとした。平成 28 年 1 月末現在、この体制による報告はない。

2 各学校の状況に合わせた登校支援

- ・区・教育担当では、1－(1) の取組で得た情報や区役所保健福祉部署との協議等を元に、各学校における児童生徒の登校支援に対して、スクールソーシャルワーカーを派遣するなど支援や学校の行う登校支援に対してケース会議等を通して助言をしている。
- ・登校支援に関わって区・教育担当が学校や関係機関と連携したケース会議への参加回数は、全区で延べ 239 回であった。また、1－(1) の取組から新たに進めたケースの回数は全区で延べ 42 回となっている。

今後について

- ・特に、登校に課題を抱える児童の小学校から中学校への進学に際しては、小中学校間の情報連携を確実にを行うとともに、区・教育担当との情報共有等の取組も進めていく。

3 教員向け指導資料の作成・配付・活用

- ・「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして[VIII] ～子どもたちの登校を支えるために～」の骨子資料を活用し、6 月の校長研修及び 7 月の各学校の実務担当者が出席する不登校対策研修会、8 月の 10 年経験者研修、初任者研修にて説明し、8 月の校長研修において改めて本事案における全校の共通の課題を確認し、取組の推進に努めた。
- ・11 月「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして[VIII] ～子どもたちの登校を支えるために～」を市立学校全教職員、スクールカウンセラー等に配付した。
- ・小学校、中学校、高校、特別支援学校全校で、本資料を活用した校内研修を、年度内に完了する予定である。
- ・11 月の児童生徒指導連絡協議会において、中学校生徒指導担当者、小学校児童支援コーディネーターを対象に外部講師を招き、「共感的理解に基づいたチーム支援」をテーマに、一人一人の児童生徒に寄り添った対応の習得に向け講演及び事例研修を行った。
- ・1 月の不登校対策研修会にて、本資料の活用について再度説明を行い、小学校から中学校への進学時の登校支援に関わる情報等の引継ぎをテーマに研修を実施した。
- ・本資料については、平成 28 年度以降も初任者全員に配付予定である。



今後について

- ・次年度以降にも本資料の積極的な活用を図り、学校内外の各種研修においてもさらに内容の周知が進むよう取り組んでいく。

4 スクールソーシャルワーカーの活用促進

(1) これまでの配置経過（川崎市への1名増員）

- ・平成20年度総合教育センターに3名配置、翌21年度に所管を区・教育担当へ変更して4名を配置し、平成25年度までに各区1名配置し、計7名となった。
- ・平成27年度、本事案を受け、区の実態に応じて、スクールソーシャルワーカーの活用について学校へのより適切な指導・助言を行うことの必要性を再認識した。すべての長期欠席傾向のある児童生徒へのより細やかな支援のために、支援体制の強化・充実を図るため、他区に比べて学校数が多く、保健福祉部署と連携したケースが多く見られる川崎区にスクールソーシャルワーカーを1名増員した。

(2) 学校とのより積極的な関わりの推進

- ・区・教育担当が1-(1)により、状況を把握する中でスクールソーシャルワーカーの介入が有効であると判断した場合には、スクールソーシャルワーカーの活用について積極的に校長に働きかけを行っている。
- ・平成27年度には、改めて校長会議において業務紹介を具体的に行ったことに加え、児童生徒指導連絡協議会での業務紹介等を行うなどして、スクールソーシャルワーカーの有効活用に関する周知に努めたことにより、スクールソーシャルワーカーの役割が学校にいつそう認知され、活用が促進された。
- ・平成27年度のスクールソーシャルワーカーによる対応学校数は前年度比36%増、学校訪問回数は前年度比47%増であり、学校からのニーズが増加していることが顕著である（平成27年度は、いずれも平成27年12月末現在）。
- ・平成27年度にニーズが増加したことにより、各方面から例えば次のような声が聞かれている。

<学校から>

- ・支援が必要な児童生徒について、子供の様子を直に観てもらったり、情報共有を重ねたりして、スクールソーシャルワーカーから具体的な助言を得ることにより、適切に校内支援体制が構築できた。
- ・スクールソーシャルワーカーが保護者と面談を重ねる中で、家庭環境や保護者の考え方について、学校が得られなかった情報を引き出してもらうことができ、児童生徒指導や保護者対応に生かすことができた。

<保護者から>

- ・学校で友達とトラブルを起こしていると聞いたが、家庭では問題なく担任の指導の問題ではないかと思っていた。スクールソーシャルワーカーと面談し、いろいろと話を聞いてもらっているうちに、仕事が忙しい自分に気を遣って子供が欲求不満をためている状況がみえてきた。自分が変わる努力をした結果、子供が学校で落ち着いてきたと聞き、ホッとしている。

<関係機関の職員から>

- ・かねてから相談は受けていたが、スクールソーシャルワーカーが中心となって学校をはじめ関係者によるケース会議が定期的に行われた結果、情報を共有し、役割分担を明確にすることができた。

(3) 登校対策の充実

- ・スクールソーシャルワーカーの主たる支援内容としては、不登校、家庭環境の問題、発達障害等に関することが毎年、上位3位を占めているが、不登校と家庭環境の問題に関する支援が年々顕著に増加している。児童生徒の抱える課題の背景や要因が複雑であること、中には課題の解消や解決が非常に困難な事例があることを改めて認識している。
- ・こうした認識のもと、学校と協働して校務支援システムの活用とスクールソーシャルワーカーの活用を推進するなどして、連続して欠席する等、その兆候が出始めた早期からの登校支援の充実を図っている。

今後について

- ・活用実績等を分析し、スクールソーシャルワーカーの資質の向上に向けた研修の実施及び、関係機関とより円滑に連携できる体制の充実に努める。

Ⅲ 情報モラル教育の推進

1 教員への啓発

(1) 管理職への研修（4回）

校長研修、教頭研修において青少年の LINE をはじめとする SNS の現状とトラブルの実態や学校での情報モラル教育の必要性や児童生徒の判断力を育むために必要な指導の在り方について等の内容で講演等を行い学校における情報モラル教育の意識の向上及び具体的な取り組み方について啓発・指導した。

(2) 教員への研修（6回）

教務主任研修、情報担当者会、初任者研修などの年次研修において、児童生徒に情報モラル教育を行う視点や情報モラル教育の必要性と指導のポイント等の内容を啓発・指導した。

(3) 学校からの要請で指導主事等が学校を訪問し行った研修（17回）

「よりよい使い方を考えさせる指導」や「日常モラルと仕組みを理解させる」ことを通して、児童と生徒の判断力を育成する、という本市の情報モラル教育の考え方を伝えるとともに、最新の情報を提供し教員の情報モラル教育に対する意識の向上をめざし、教職員、保護者を対象に計 17 回実施した。

2 各学校における主体的な取組

(1) 学校の各教科等での情報モラルの取組

すべての市立学校では情報モラルの授業を実施し、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を育んでいる。

- ・高等学校では、共通教科情報で情報化が社会に及ぼす影響と課題、情報社会の安全と情報技術についてなどを必修として学んでいる。
- ・中学校では、技術科で SNS を含めた情報社会の危険性について、また社会科で情報化社会における SNS の役割について、それぞれ学習機会を設けている。
- ・小・中学校では、道徳において SNS を介したいじめに関する題材から思いやりの大切さを、またインターネットに関する題材から情報社会の特性の理解と言葉を大切に使う心を学んでいる。
- ・特別活動において、全市立中学校では「学級活動年間指導計画」の中に、「SNS の活用」の項目を入れ、各学校の実態に応じて情報機器の特性を学び、メール等だけで相手に気持ちを伝える困難さを考えたり、ネットに画像を投稿したことによるトラブルの解決策を考えたりする活動を行っている。
- ・平成 28 年度より全ての市立学校において本格実施される「キャリア在り方生き方教育」では、情報及び情報手段を主体的に選択し活用する力を育むことが将来の自立に必要な力や態度の一つとして示している。教育委員会では、「キャリア在り方生き方ノート」（中学 2・3 年用）にネット利用について生徒が家族と考える内容を掲載するなどして、各学校が工夫した教育活動を行うための支援をしている。

(2) 外部専門家と連携した取組

学校が担任による情報モラルの授業以外に、携帯電話会社や警察から外部講師等を招いて児童生徒を対象にした授業や保護者を対象とした講演会を小学校 98 校、中学校 52 校、高等学校 5 校、特別支援学校 2 校で実施している。

(3) 児童生徒の自主的な取り組み

ポスターの校内掲示、児童生徒の手によるスマホのルールづくりなど、児童会や生徒会等の活動による取組を小学校 7 校、中学校 11 校、特別支援学校 1 校で実施している。

3 啓発のための発行物

(1) 5分でわかる情報モラル教育Q&A第8版の発行 (A4判 98 ページ)

各学校に配付し、啓発を進めた。平成28年度に発行する第9版についてはSNSに関する実際のトラブル事例等を記載するなど、内容を充実させる方向で作成中である。

(2) 保護者と連携して指導を進めていくために保護者向けインターネットガイド (A3判両面)

SNSトラブルの実態、学校での指導内容、ルールづくり等家庭における指導等に関する内容であり、市立学校全教職員及び小学校4年生から高等学校3年生の保護者に配付した。

(3) 川崎市立学校インターネット問題相談窓口カード (名刺大両面)

市立学校全教職員及び小学校4年生から高等学校3年生に配付し相談窓口の周知を図った。



4 その他の取組

(1) PTAとの連携

市PTA連絡協議会主催のICT学習会において、本市の情報モラル教育と児童生徒の現状について情報提供を行った。そのことが広報紙「市P協かわさき」において紹介された。

(2) 関係諸団体との連携

児童生徒の現状を把握し今後の情報モラル教育に役立てるために、教育委員会事務局、各校種校長会長、市PTA連絡協議会、県警察、有識者をメンバーとする「川崎市立学校インターネット問題連絡協議会」を実施し、児童生徒のネット利用をはじめとした情報モラルに係る実態を情報共有し、今後の児童生徒への指導の在り方を協議した。

今後について

- ・学校ではすでに児童生徒の発達段階に応じて情報を正しく扱えるようにしていくための指導や実践が始まっており、児童生徒の意識も高まってきている。指導の視点はインターネット社会の変化にも対応できるよう「情報を上手に扱えるようになる」といった汎用的な力を育てるよう工夫をした指導を進めているが、今後は児童生徒が主体的に取り組む活動がますます重要となってくる。現在、実践されている児童生徒の自主的な取組を関係会議や研修で紹介するなどし、取組を推進する。
- ・ゲーム機、スマートフォン、PCなどインターネット端末を持たせる年齢は各家庭が判断する現状で、各家庭の情報モラルに関する考え方に差があることが課題である。今後も家庭での情報モラル教育の必要性を働きかけ、学校・家庭がともに学び考える姿勢が必要であることから、教育委員会では、可能な限り実態に即した児童生徒への情報モラル教育の内容検討及び推進をし、学校関係者、保護者に対する啓発を進めていく。

IV 生命尊重・人権尊重教育の充実

1 各学校の人権尊重教育全体計画の見直し

各学校での人権尊重教育の計画的・組織的な推進のために、次のような機会において、全体計画の見直しと人権尊重教育のさらなる充実を図るよう依頼した。

- ・平成 27 年 5 月第 1 回人権尊重教育推進担当者研修において、本事案の生命尊重・人権尊重教育の視点において説明した上で、全体計画の作成方法とポイント・計画例について各学校に示し、各学校の全体計画の見直しについて働きかけた。
- ・7 月の第 2 回人権尊重教育推進担当者研修において各学校の全体計画の見直しの観点やポイント等の説明を行い、校長会議においても理解を深めるための説明を行った。
- ・1 月の第 3 回人権尊重教育推進担当者研修において、次年度の全体計画の作成状況の確認と、その充実について改めて説明を行った。
- ・2 月末の第 4 回人権尊重教育推進担当者研修において、全体計画について各区情報交換を行い、各学校の全体計画を活用した意見交換を進める予定である。

今後について

- ・計画の作成過程において学校全体の教職員への具体的な取組推進の重要性に関する認識の共有が図られ、より効果的な実践につながるよう啓発していく。

2 研修を通じた生命尊重教育、人権尊重教育の充実

- ・平成 27 年 7 月の第 2 回人権尊重教育推進担当者研修において、「いじめ問題の解決に取り組む NPO ジェントルハートプロジェクト」から講師を招き研修を実施した。
- ・この他、平成 28 年 2 月には市 PTA 連絡協議会と共催する PTA 人権研修会にて、3 月には学校用務員・学校給食調理員等人権研修会にて、同 NPO の講演を予定している。
- ・こうした取組により教員のみならず、学校職員や保護者の方の意識の高まりが期待される。

今後について

- ・具体的な取組や学習方法の紹介等を行い、学校全体の意識向上に向けて、さらに啓発していく。

3 相談する機会の充実

(1) 相談カード「ひとりで悩まないで」の配付

- ・例年配付しているものであるが、「ダイヤル SOS」、「24 時間子供 SOS 電話相談」、「児童相談所全国共通ダイヤル 189」を新たに追加し、7 月に市立学校を通して全児童生徒に配付した。
- ・教育関係機関の他、各区役所の区民課、児童家庭課のほか児童相談所、市民館、図書館、市民オンブズマン事務局、市民・子ども局等にも配付した。
- ・また、川崎区内飲食店、美容院等に相談カードを市の広報物として置いてほしいとの川崎区役所衛生課からの依頼に応じ、緊急にカードの配付を行った。
- ・関係機関等も含め、幅広く配付できたところであるが、広く活用されるための広報が必要である。

(2) CAP(子どもの暴力防止)プログラムの中学校への紹介

子どもの権利学習派遣事業として小学校 2~4 年生を対象に行ってきた CAP プログラム (認定 NPO 法人エンパワメントかながわ) と同様の取組を、中学校 1 校においてモデル的に実施した。実施にあたり、平成 27 年 7 月、校内研修として教職員に向けて CAP 大人プログラムを実施し、10 月に学年ごとに教職員と CAP プログラム担当者との事前打ち合わせを行った。その後、11 月に全校生徒対象 (1 年、2 年、3 年ともに各 5 学級) に CAP プログラムを実施した。

- ・事後の生徒アンケートにおいて、「どんな人も暴力を受けずに、安心して生きいく権利がある」ことについて理解を深めたと回答した生徒、及び「いじめにあったとき何ができるか?」「自己防衛の方法」に関して「役立った」と回答した生徒が各学年共に多かった。
- ・生徒からは、CAP プログラムを通して、いじめや暴力がいけないことについて再認識したり、人権の大切さを学習したり、人に相談する権利があることを理解したりする等、学習の成果についての感想が多く見られた。
- ・一方、暴力もせず、仕返しもなく、相手に遺恨を残さないような解決方法を実現させるためには、社会全体が弱者に優しくなることが必要だと考える生徒も見られた。
- ・こうした結果からみても、「人権の大切さを知り、自らの大切を考え他の人を大切にすること。」また、「権利の侵害があったときには相談などをする権利があること」など、暴力の防止に対して深く考える機会となっていることが分かった。

今後について

- ・各学校に取組の有用性を周知し、継続的な実施や教育課程への計画的な位置づけなど、効果的な取組方法について、今後もさらに検討し、取組を推進していく。

V 家庭・地域の教育力を高めるための取組

1 地域教育会議の活性化

- ・事件後、川崎区をはじめとする各地域教育会議では、事件をどのように受け止め、今後、地域教育会議としてどのように活動していくかの話し合いや活動を続けている。
- ・平成 27 年 3 月及び 6 月に市地域教育会議代表者会議で討議を行い、8 月に「川崎市中学生死亡事件への地域の思い」としてとりまとめた。10 月さらに討議を深め、再発防止に向けた地域教育会議の役割の重要性について共有を図った。

今後について

- ・平成 28 年 2 月 20 日には、全市の交流会を開催し、事件をテーマに話し合いを行うとともに、地域で子供たちが健全に育つことができる環境づくりを推進する。

2 地域の寺子屋事業

- ・地域ぐるみで子供たちの教育や学習をサポートする仕組みづくりを目的に、平成 26 年度からスタートした取組であり、平成 26 年度に 8 カ所開講、27 年度は 17 カ所に拡充した。
- ・取組内容としては、放課後週 1 回の学習支援と、月 1 回土曜日等の体験活動を通して、地域の大人と子供たちとの関係づくりや、保護者も含めた多世代での交流を推進している。
- ・多くの寺小屋では、寺子屋先生と子供たちがまちで出会った時に挨拶をし、言葉を交わし合えるような関係が生まれている。

今後について

- ・地域の寺子屋事業を拡充し、地域ぐるみで子供の育ちを支える環境づくりを醸成する取組を推進する。

3 その他の取組

(1) 家庭教育

- ・これまでの市民館主催の講座開催や P T A の家庭教育学級への講師派遣等の支援に加え、今までの学びの機会に参加しづらい保護者を支援するため、企業との連携・協力のあり方等について検討を進めた。
- ・家庭教育推進事業の企画・実施を担当する市民館長等関係職員と、再発防止に向けた家庭、地域の教育力の向上の重要性について共通認識を図った。

(2) 附属機関、関係団体

① 社会教育委員会

- ・再発防止に向けた社会教育の役割について議論し、その重要性について再確認した。

② P T A

- ・事件後、市 P T A の理事会や市 P T A ・教育委員・職員団体との懇談などの機会を捉え、再発防止に向けた情報交換を行った。また、情報モラルや人権の研修会などを市 P T A と教育委員会が共催し、保護者に対する啓発を進めた。

今後について

- ・仕事をしている保護者等、学びの機会に参加しづらい保護者への支援に努めるとともに、関係団体と連携を深め、家庭や地域の教育力を高める取組を推進する。

VI 子供の相談窓口の周知・啓発

1 相談対応の充実

(1) ダイヤルSOSの開設（緊急対策）

3月に緊急対策として、「学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したとき」に、通報・相談できるように「ダイヤルSOS」を開設し、市立学校全児童生徒への周知を行った。

3月から12月までに、児童生徒本人からの相談件数は26件であった。市立学校在籍者の相談については、相談者の了解のもと区・教育担当と学校が協働して課題解決にあたった。また、市外の生徒からの相談については、他の自治体に情報提供を行った事例もある。

2 子供の相談窓口の有効活用

(1) 24時間子供SOS電話相談の開設及び周知カード配付

- ・上記の緊急対策に加えるとともに、文部科学省の通知を受け、「24時間いじめ電話相談」を「24時間子供SOS電話相談」と改編し、平成27年10月下旬に周知カードを市立学校全児童生徒に配付した。
- ・カードには、スマートフォンや携帯電話でQRコードを読み取ることにより、簡易にアクセスできる工夫を行った。

(2) 相談件数の増加

- ・平成27年4月から10月までの相談延べ件数28件（月平均4件）に対して、カードへのQRコード掲載以後の11月と12月の2ヶ月間だけの相談延べ件数は51件（月平均25.5件）と飛躍的に増加した。
- ・こうした取組の中で、「親子関係等の悩み」、「友人とのトラブル」、「自身の悩み（登校に対する不安）」について、学校や関係機関等との連携した取組により改善した事例もある。



今後について

- ・相談者の任意相談であるため、相談者本人の特定ができないものについては、相談内容から学校種を想定し、学校管理職や児童生徒指導担当者とは情報共有したり、関係機関に協力を求めたりするなどして対応している。こうした事例における相談者の特定や、事態の改善に向けたより具体的な情報収集の方法については、大きな課題であると考えている。

Ⅶ 関係機関、関係局・区との連携の推進

1 川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定締結について

(1) 経過

- ・平成 27 年 4 月 28 日教育委員会会議で協定書（案）が承認されたのち、7 月と 9 月の本市情報公開運営審議会における審議ののち答申を受け、10 月 16 日に協定が締結され、11 月 1 日運用を開始した。
- ・協定締結以降、各種校長会議や市 PTA 連絡協議会等関係団体に対して、協定運用に関する説明を行った。また、各学校を通して保護者に対する周知を行った。
- ・協定の適正な運用を図るため、児童生徒指導連絡協議会において児童生徒指導担当者に改めて説明を行った。
- ・市学校警察連絡協議会運営委員会及び全体協議会において、県警察職員から効果的な運用事例等の紹介をする機会を設けた。

(2) 運用実績

11 月の運用開始から 1 月末日までの運用実績に関しては以下の通りである。

- 警察から学校に対する情報提供 7 件
- 学校から警察に対する情報提供 0 件

今後について

- ・同協定が効果的かつ適正に運用されるために、教職員の異動等を念頭に、年度ごとに校長会議や児童生徒指導連絡協議会等を通して、十分な周知をすすめていく。
- ・協定運用による好事例を、校長会議、学校警察連絡協議会、児童生徒指導連絡協議会等を通して十分な周知を図り、各学校が効果的な運用を図れるよう支援していく。

2 その他の警察と連携した取組

- ・県警少年相談・保護センターとの連携は非常に重要であり、協定締結後も同センターとの連携で、その運用に至っていない事例もある。
- ・児童生徒上の課題が学校や地域の中で心配されることがあれば、事態の改善に向けて、学校が主体となりその実態と必要性に応じて、PTA・地域（町会等）及び各警察署生活安全課、県警少年相談・保護センター等の関係機関と連携したサポートチームを設置する取組も行われており、児童生徒の健全育成に関して有効な取組となっている。

3 関係局・区との連携強化

- ・区・教育担当が、年 3 回の要保護児童対策地域協議会連携調整部会にはすべて出席することとし、また、その他の関係会議にも可能な限り参加している。課題を抱える児童生徒に関して区役所保健福祉部署等と情報共有を図り連携しながら、必要に応じて個々のケース会議において具体的な支援につなげている。
- ・児童相談所への相談があった事例について、情報提供を受けた教育委員会が相談者を特定し、支援につなげた事例もある。

今後について

- ・区・教育担当が区役所関連部署や児童相談所等の関係機関とより効果的に連携し、学校と協働して、課題を抱える児童生徒への支援を推進していく。